

Filline

フィルライン

オフィスをカジュアルにもフォーマルにも仕切ることができるライトスクリーン。目的にあわせたスペースで、ワーカーの創造性を高めます。



— 防災物品と防災製品について

防災物品

消防法に基づく防災規制の対象品です。火災が発生した際に、被害が大きくなることが予想される高層建築物、地下街又は劇場、病院等の建築物におけるカーテン等については、施設等を利用する不特定多数の人々を火災から守るため**防災性能を有するものを使用するよう義務**付けています。

防災製品

消防法に基づく防災物品以外の防災品です。使用する人を火災から守るため火災予防上**防災性能を有する**ことが望ましいとの考えから、消防庁等の指導により**普及が図られている**ものです。防災製品認定委員会の定めた**防災性能基準に合格した製品が防災製品として認定**されます。

	防災物品	防災製品
対象製品	カーテン、布製ブラインド、暗幕、じゅうたん等、展示用合板、どん帳その他舞台において使用する幕、舞台において使用する大道具用の合板、工事用シート	寝具類、テント類、シート類、幕類、非常用持出袋、防災頭巾等、防災頭巾等側地、防災頭巾等話物類、衣服類、布張家具等、布張家具等側地、自動車・オートバイ等のボディカバー、ローパーティションパネル、襖紙・障子紙等、展示用パネル、祭壇、祭壇用白布、マット類、防護用ネット、防火服、防火服表地、木製等ブラインド、活動服、災害用間仕切り等、作業服
防災性能	消防法に定められた防災性能基準の条件を満たすもの	防災製品認定委員会の定めた防災性能試験基準および毒性審査規程等の定める要件に適合することが認定されたもの
対象建築物	高さ31メートルを越える高層建築物、地下街又は劇場、病院等の建築物（防災防火対象物）	—

※金属製、または樹脂製のパイプで外枠を作成しそこに布を被せる布製つい立て（フィルラインやセルムープなど）は「カーテン」として分類されるため、消防法に規定する「防災物品」の対象となります。

— 防災マークについて



防災性能試験と毒性審査規定を合格した防災物品には「防災ラベル」、防災製品には「防災製品ラベル」の表示が認められます。

— 防災物品の設置条件

建物や地域によって求められる対応が異なるため、高さ31メートルを越える高層建築物、地下街又は劇場、病院等の建築物（防災防火対象物）では建物の管理責任者、地域の消防署に設置の可否の確認を必ず行ってください。



SEKマークを取得した抗ウイルス仕様の張地に別製対応できます。詳しくはP418をご覧ください。
※別種類の張地の為、掲載品の色や柄とは異なります。
※抗ウイルス張地には防災性能はありません。

■布地(-BG)



■防災張地(-FPBG)

